

関東学院大学情報学部履修規程

(2026年2月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、情報学部（以下「学部」という。）における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 学部における学修については、学則によるもののほか、入学年度のこの規程の規定によることを原則とする。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、共通科目及び専門科目で構成し、開設する授業科目及び単位数は、授業科目配当表の定めるところによる。

2 共通科目は、教養科目、保健体育科目及び外国語科目に区分する。

3 専門科目は、専門基礎科目及び専門応用科目に区分する。

(授業科目の必選別)

第3条 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区別する。

2 必修科目は、必ず履修しなければならない。

3 選択必修科目は、選択の上、履修しなければならない。

4 選択科目は、任意に選択して、履修することができる。

(単位)

第4条 授業科目の単位数は、学則第10条の定めるところによる。

(履修登録)

第5条 学生は、その年度に履修しようとする全ての授業科目を「履修登録届」又は「Web履修システム」を用いて、原則として所定の期日までに登録を完了しなければならない。この場合において、春学期の授業科目にあつては、授業期間の3分の1を経過したときは、登録を認めることができない。

(履修登録科目の変更)

第6条 学生は、前条により登録した秋学期授業科目(学部が指定する授業科目を除く。)の登録を「履修登録届」又は「Web履修システム」を用いて変更することができる。この場合において、授業期間の3分の1を経過したときは、変更を認めることができない。

(履修登録単位数の上限)

第7条 学生が各学期に履修登録できる単位数の合計は、それぞれ24単位以内とする。ただし、別に定める授業科目及び諸課程等開講科目の単位数を除く。

(履修登録の取消し)

第8条 学生は、学部が指定する授業科目を除き、春学期及び秋学期に期日を定めて履修登録科目の取消しをすることができる。この場合において、履修登録の取消しをした授業科目の代わりに他の授業科目を履修登録することはできない。

(クラス指定科目の履修)

第9条 学生は、クラス指定のある授業科目について、指定クラス以外のクラスを履修することができない。ただし、再履修の場合は、この限りでない。

(重複履修登録の禁止)

第10条 学生は、同一授業時間に2科目以上の授業科目を重複して履修登録することができない。

(履修登録人数制限)

第11条 学部が指定する授業科目に限り、履修登録人数を制限することがある。この場合において、学生は、履修登録前の指定日時に予備登録をしなければならない。

(単位の認定)

第12条 履修登録科目の単位認定は、別に定める「関東学院大学試験規程」に基づき、試験によって行う。ただし、授業期間中の成績をもって試験に代えることがある。

2 出席回数、授業回数、成績の3分の2を満たさない場合は、その授業科目を不可とすることがある。

3 学生は、一度修得した授業科目を再履修することができない。

(成績の評価)

第13条 試験の成績は、「秀(S)」「優(A)」「良(B)」「可(C)」及び「不可(F)」の評語をもって表し、「可」以上を合格として単位の修得を認める。

(GPAの算出)

第14条 GPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」

を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出する。

2 前項の算出においては、成績評価の評語が「認」又は「合」の科目、諸課程開講科目（第31条第2項に定める科目を除く。）及び第8条に該当する科目の単位数は含めない。

（成績の質問）

第15条 学生は、成績表の評価に疑義がある場合は、成績表配付の日から2週間以内に、教務課へ申し出るものとする。

（卒業研究基礎Ⅱの履修資格）

第16条 学生は、卒業研究基礎Ⅱを履修する場合においては、卒業研究基礎Ⅰの単位を修得済みで、かつ、履修開始時（第6 Semester以降に限る。）に74単位以上修得していなければならない。

（卒業研究Ⅰの履修資格）

第17条 学生は、卒業研究Ⅰを履修する場合においては、卒業研究基礎Ⅱの単位を修得済みで、かつ、履修開始時（第7 Semester以降に限る。）に98単位以上（諸課程開講科目（第31条第2項に定める科目を除く。）の単位を除く。）修得していなければならない。

（卒業研究Ⅱの履修資格）

第18条 学生は、卒業研究Ⅱを履修する場合においては、卒業研究Ⅰを修得していなければならない。

（卒業の要件）

第19条 4年（8 Semester）以上在学し、別表に定める卒業要件を満たした学生に、情報学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て卒業と認め、関東学院大学学位規則の定めるところにより学士の学位を授与する。ただし、自由科目の単位は、卒業要件に算入しない。

2 学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を超えないものとし、超えた場合は自由科目とする。

（他学部の履修）

第20条 学生は、他学部が指定する他学部の授業科目を履修する場合においては、「履修登録変更届」又は「Web履修システム」を用いて、所定の期日までに登録することができる。ただし、指定されていない授業科目の履修を希望する場合には、所定の他学部受講願を教務課に提出し、当該学部の許可を得なければならない。

2 他学部で修得した授業科目の単位は、所定の基準によって、学部の単位として認定する。

（副専攻課程の受講等）

第21条 学生は、他学部が設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられる授業科目を履修することができる。

2 副専攻課程で修得した単位は、学部が指定する基準に基づき、学部の単位として認定する。

（理工学部サブプログラム課程の受講等）

第22条 学生は、理工学部が設置するサブプログラム課程を受講し、当該サブプログラム課程に設けられる授業科目を履修することができる。

2 理工学部サブプログラム課程で修得した単位は、学部が指定する基準に基づき、学部の単位として認定する。

（復学・転部及び再入学生の履修）

第23条 休学者が復学する場合の履修については、原則として入学年度の履修規程を適用する。

2 転部生又は再入学生の履修については、原則として転入年次又は再入学年次の履修規程を適用する。

（編入学生の履修）

第24条 編入学生の履修については、編入学年次の履修規程による。

（編入学生の既修得単位の認定）

第25条 編入学生が、編入学前に学校等で修得した単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）は、別に定める基準により学部の単位に換算し、これを認定する。

（他の大学における授業科目の履修等）

第26条 横浜市内大学間単位互換協定大学で、単位互換履修生として授業科目を履修し修得した単位については、学部の単位として認めることができる。

2 自主選択科目として認める単位数は、別表のとおりとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第27条 文部科学大臣の定めるところにより、技能審査等の認定評価については、別に定める一覧

表及び認定基準に基づき、学部の履修科目として単位認定することができる。

(新入生の既修得単位の認定)

第28条 大学若しくは短期大学を卒業若しくは中途退学した学生又は科目等履修生が、学部に入學した場合の既修得単位は、学部の履修科目として単位認定することができる。

2 関東学院大学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、学部の履修科目として単位認定することができる。

3 前2項の単位の認定は、入学年度の4月に行う。

4 単位の認定を希望する学生は、所定の期日までに教務課に申し出なければならない。

(留学により修得した単位の認定)

第29条 学生が、別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、学部の履修科目として単位認定することができる。

(認定単位の上限)

第30条 前4条の認定単位は、合わせて60単位を超えないものとする。

(教職課程の授業科目)

第31条 教育職員免許法に基づく教職課程の授業科目の履修については、別に定める。

2 教職課程開講科目(教職に関する科目)の単位は、各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)の科目に限り、卒業要件単位数に算入する。

(図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業科目)

第32条 図書館法及び学校図書館法に基づく図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業科目の履修については、別に定める。

2 前項に定める授業科目は、卒業要件単位数に算入しない。

(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表

情報学部情報学科卒業要件表

①2026年度以降入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教 養 科 目 保 健 体 育 科 目	20	8 「キリスト教学」「キリスト教学（技術者としての倫理）」 「情報学基礎セミナー」「情報学基礎プロジェクト」
			12 教養科目の選択科目（登録必須科目含む）又は保健体育科目から
	外 国 語 科 目	8	4 「総合英語（リーディング）」「総合英語（ライティング）」 「総合英語（リスニング）」「総合英語（オーラルコミュニケーション）」
			4 英語又はその他の外国語科目の選択必修科目から同一語科目
共通科目合計		計28単位	
専門科目	専 門 基 礎 科 目	24	14 「KGU情報基礎演習」「情報数学」「情報システム論」 「ソフトウェア工学」「情報理論」「コンピュータアーキテクチャ」 「データ構造とアルゴリズムⅠ」
			6 専門基礎科目数学分野の選択必修科目から
			4 専門基礎科目から
	専 門 応 用 科 目	64	24 専門応用科目の必修科目
			2 専門応用科目「プログラミング」分野の選択必修科目から
			16 各コース必修科目
		22 専門応用科目、理工学部サブプログラム科目又は副専攻科目から（注1参照）	
専門科目合計		計88単位	
自 主 選 択 科 目		8	上記の卒業要件を超えて修得した情報学部設置科目、他学部受講科目、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）又は横浜市内大学間単位互換履修科目
総 計		計124単位	

◆スポーツインスティテュート受講生用

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教 養 科 目 保 健 体 育 科 目	10	8 「キリスト教学」「キリスト教学（技術者としての倫理）」 「情報学基礎セミナー」「情報学基礎プロジェクト」
			2 教養科目の選択科目（登録必須科目含む）又は保健体育科目から
	外 国 語 科 目	8	4 「総合英語（リーディング）」「総合英語（ライティング）」 「総合英語（リスニング）」「総合英語（オーラルコミュニケーション）」
			4 英語又はその他の外国語科目の選択必修科目から同一語科目
共通科目合計		計18単位	
専門科目	専 門 基 礎 科 目	72	16 「KGU情報基礎演習」「情報数学」「情報システム論」 「ソフトウェア工学」「情報理論」「コンピュータアーキテクチャ」 「データ構造とアルゴリズムⅠ」
			6 専門基礎科目数学分野の選択必修科目から
			2 専門基礎科目から
	専 門 応 用 科 目	64	24 専門応用科目の必修科目
			2 専門応用科目「プログラミング」分野の選択必修科目から
			16 各コース必修科目
			6 専門応用科目から
専門科目合計		計72単位	

スポーツインスティテュート科目	30	10	基礎科目から
		20	基礎科目及び関連科目から
スポーツインスティテュート科目合計	計 3 0 単位		
自 主 選 択 科 目	4	上記の卒業要件を超えて修得した情報学部設置科目、他学部受講科目、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）又は横浜市内大学間単位互換履修科目	
総 計	計 1 2 4 単位		